

大阪市児童手当法施行細則

○大阪市児童手当法施行細則

昭和47年 3 月 1 日

規則第 6 号

改正 昭和48年12月27日規則第124号

昭和56年12月28日規則第114号

昭和57年 4 月 1 日規則第30号

昭和61年12月25日規則第127号

昭和63年 4 月 1 日規則第79号

平成元年 4 月 1 日規則第31号

平成13年 4 月 1 日規則第83号

平成16年 3 月26日規則第19号

平成19年 3 月30日規則第116号

平成21年 3 月30日規則第85号

平成22年12月 3 日規則第143号

平成24年 3 月30日規則第95号

平成24年 8 月 3 日規則第209号

平成24年 9 月28日規則第228号

平成24年12月19日規則第254号

平成26年 9 月30日規則第200号

平成27年 3 月31日規則第155号

平成29年 3 月31日規則第45号

平成30年 3 月30日規則第81号

令和元年 5 月31日規則第 3 号

令和 4 年 3 月31日規則第89号

令和 6 年 3 月27日規則第34号

令和 6 年 9 月30日規則第111号

令和 6 年12月 4 日規則第144号

大阪市児童手当法施行細則

大阪市児童手当法施行細則を公布する。

大阪市児童手当法施行細則

(趣旨)

第1条 児童手当法（昭和46年法律第73号。以下「法」という。）の施行については、児童手当法施行令（昭和46年政令第281号。以下「政令」という。）及び児童手当法施行規則（昭和46年厚生省令第33号。以下「施行規則」という。）に定めるもののほか、この細則の定めるところによる。

(支払日)

第2条 児童手当の支払日は、法第8条第4項本文に規定する支払期月の5日とし、その日が日曜日、土曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、順次繰り下げる。

(保健福祉センター所長の経由)

第3条 施行規則第1条の3、第1条の4から第7条まで及び第9条に規定する児童手当の受給に関する請求書、届書その他の書類の提出は、住所地（当該提出をする者が未成年後見人であり、かつ、法人である場合にあっては主たる事務所の所在地、当該提出をする者が法第3条第3項第1号に規定する児童自立生活援助事業を行う者である場合にあっては当該児童自立生活援助事業を行う場所の所在地、当該提出をする者が同項第2号に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者である場合にあっては当該小規模住居型児童養育事業を行う住居の所在地、当該提出をする者が法第4条第1項第4号に規定する障害児入所施設等の設置者である場合にあっては当該障害児入所施設等の所在地）を所管する保健福祉センター所長を経由して行わなければならない。

(受給資格者の申出による費用の徴収等)

第4条 法第21条第1項（子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号）附則第9条の規定により読み替えて適用される場合を含む。以下同じ。）に

規定する方法による費用の徴収は、学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する幼稚園の保育料（以下「幼稚園保育料」という。）及び子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）附則第6条第4項の規定により徴収する費用（以下「私立保育所保育料」という。）のうち、第4項の申出の時点までに本市に支払うべきものについて行うものとする。

- 2 法第21条第1項に規定する方法により徴収する費用が同一の受給資格者（法第8条第1項に規定する受給資格者をいう。次条において同じ。）について複数ある場合には、徴収の順序は、私立保育所保育料、幼稚園保育料の順とする。
- 3 法第21条第2項に規定する方法による支払は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第56条第6項各号に定める費用（本市が設置する保育所から子ども・子育て支援法第27条第1項に規定する特定教育・保育又は同法第28条第1項第2号に規定する特別利用保育を受けた乳児又は幼児に係るものに限る。）のうち、次項の申出の時点まで本市に支払うべきものについて行うものとする。
- 4 法第21条第1項又は第2項の規定による費用の支払の申出は、法第8条第4項に規定する支払期月の2月前の月の末日までに行わなければならない。
- 5 前項の申出は、同項に規定する日までの間に限り、所定の様式による申出書により変更し、又は撤回することができる。

（特別徴収の方法による私立保育所保育料の徴収）

第5条 子ども・子育て支援法施行令附則第9条の規定により読み替えられた法第22条第1項に規定する方法による私立保育所保育料の徴収は、1の支給要件児童（法第7条の認定を受けた受給資格に係る法第4条第1項第1号に規定する支給要件児童をいう。以下同じ。）について、当該支給要件児童に係る私立保育所保育料を支払うべき扶養義務者である受給資格者が支払を受ける児童手当の法第8条第4項本文に規定する支払期月の2月前の月の月分の私立保育所保育料の納期限（大阪市子ども・子育て支援法施行細則（平成

27年大阪市規則第15号) 第11条第1項に定める納期限をいう。) の翌日において、当該支払期月の13月前の月から当該支払期月の2月前の月までの各月分の当該支給要件児童に係る私立保育所保育料（当該受給資格者が支払うべきものに限る。）のうち3月分以上の私立保育所保育料が支払われていない場合において、当該支払期月（次項において「支払期月」という。）に当該受給資格者に対し当該支給要件児童に係る児童手当の支払をする際に行うものとする。ただし、市長が特別の事由があると認めるときは、この限りでない。

2 前項の徴収は、次の各号に掲げる同項の1の支給要件児童に係る児童手当の区分に応じ、当該各号に定める月の月分の当該支給要件児童に係る私立保育所保育料について行うものとする。

- (1) 支払期月の属する年の4月及び5月の月分の児童手当 支払期月の属する年の5月
- (2) 支払期月の属する年の6月及び7月の月分の児童手当 支払期月の属する年の7月
- (3) 支払期月の属する年の8月及び9月の月分の児童手当 支払期月の属する年の9月
- (4) 支払期月の属する年の10月及び11月の月分の児童手当 支払期月の属する年の11月
- (5) 支払期月の属する年の前年の12月及びその翌年の1月の月分の児童手当 支払期月の属する年の1月
- (6) 支払期月の属する年の2月及び3月の月分の児童手当 支払期月の属する年の3月

(委任)

第6条 法第17条第1項の表中二の上欄に掲げる者に該当する本市職員（以下「本市職員」という。）のうち、次に掲げる者に係る法第7条から第14条までに規定する児童手当の受給資格の認定及び支給に関する事務は、その者の

所属する局の長又は教育委員会に委任する。

- (1) 水道局に勤務する者
- (2) 教育委員会所管の学校（幼稚園を含む。）の職員
（本市職員に関する特例）

第7条 本市職員に係る児童手当の支払日は、第2条の規定にかかわらず、法第8条第4項に規定する支払期月の7日（その日が次の各号に掲げる日に当たるときは、当該各号に定める日）とする。ただし、水道局に勤務する本市職員に係る児童手当の支払日は、水道局長が定める。

- (1) 日曜日（次号に掲げる日を除く。） その翌日
- (2) 日曜日でその翌日が休日であるもの その前々日
- (3) 土曜日 その前日

2 本市職員に関する法の施行については、第3条から第5条までの規定は適用しない。

（徴収員証及び差押え等従事職員の証の提示等）

第8条 法第14条の規定による徴収金（以下「徴収金」という。）の徴収を行う職員は、当該徴収を行う場合においては、第1号様式による徴収員証を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

2 徴収金の滞納処分のため財産の差押え又は財産の差押えのための調査、質問、検査若しくは搜索（以下「差押え等」という。）を行う職員は、差押え等を行う場合においては、第2号様式による身分を証する証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

（施行の細目）

第9条 この規則の施行に関し必要な事項は、こども青少年局長が定める。ただし、本市職員に関する事項については、総務局長（第6条各号に掲げる者については、その者の所属する局の長又は教育委員会）が定める。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

- 2 昭和47年1月及び2月の月分の児童手当（本市職員に係るものを除く。）は、第3条の規定にかかわらず、同年3月6日に支払う。
- 3 昭和47年1月及び2月の月分の本市職員（交通局及び水道局に勤務する者を除く。）に係る児童手当は、第6条第1項の規定にかかわらず、同年3月7日に支払う。

附 則（昭和48年12月27日規則第124号）

この規則は、昭和49年1月1日から施行する。

附 則（昭和56年12月28日規則第114号）

この規則は、昭和57年1月1日から施行する。

附 則（昭和57年4月1日規則第30号）抄

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和61年12月25日規則第127号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和63年4月1日規則第79号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成元年4月1日規則第31号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成13年4月1日規則第83号）抄

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成16年3月26日規則第19号）

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月30日規則第116号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成21年3月30日規則第85号）

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成22年12月3日規則第143号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年 3 月30日規則第95号）

この規則は、平成24年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成24年 8 月 3 日規則第209号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年 9 月28日規則第228号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年12月19日規則第254号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年 9 月30日規則第200号）

この規則は、平成26年10月 1 日から施行する。

附 則（平成27年 3 月31日規則第155号）

- 1 この規則は、平成27年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則による改正後の大阪市児童手当法施行細則（以下「改正後の規則」という。）第 4 条第 1 項に規定する私立保育所保育料を子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号）附則第 9 条の規定により読み替えられた児童手当法（昭和46年法律第73号）第22条第 1 項に規定する方法によって平成27年 4 月から平成28年 1 月までの月分の児童手当から徴収しようとする場合における改正後の規則第 5 条第 1 項の規定の適用については、同項中「私立保育所保育料（」とあるのは「大阪市児童手当法施行細則の一部を改正する規則（平成27年大阪市規則第155号）による改正前の大阪市児童手当法施行細則第 4 条第 1 項に規定する保育所保育料（以下「旧保育所保育料」という。）又は私立保育所保育料（」と、「3 月分以上の」とあるのは、「3 月分以上の旧保育所保育料又は」とする。

附 則（平成29年 3 月31日規則第45号）

この規則は、平成29年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成30年 3 月30日規則第81号）抄

- 1 この規則は、平成30年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和元年５月３１日規則第３号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和４年３月３１日規則第８９号）

この規則は、令和４年４月１日から施行する。

附 則（令和６年３月２７日規則第３４号）

この規則は、令和６年４月１日から施行する。

附 則（令和６年９月３０日規則第１１１号）

この規則は、令和６年１０月１日から施行する。

附 則（令和６年１２月４日規則第１４４号）

この規則は、令和６年１２月５日から施行する。

第1号様式(第8条関係)

第 号		所 属 大 阪 市	 児童手当法第14条の規定による徴収金に係る 徴収済証
写 真	氏 名	年 月 日生 発行 年 月 日 (有効期間1年) 大阪市長	

備考

- 1 裏面に根拠法令を記載する。
- 2 用紙の紙質は白洋厚紙とし、寸法は縦6センチメートル、横8.5センチメートルとする。
- 3 市章は黄色とし、文字は黒とする。

第2号様式(第8条関係)

第	号	
写 真	所 属	大 阪 市
	氏 名	
		児童手当法第14条の規定 による徴収金の滞納処分 に係る 差押え等従事職員の証
		年 月 日生
	発行	年 月 日
		(有効期間1年)
	大阪市長	

備考

- 1 裏面に根拠法令を記載する。
- 2 用紙の紙質は白洋厚紙とし、寸法は縦6センチメートル、横8.5センチメートルとする。
- 3 市章は黄色とし、文字は黒とする。

第 1 号様式（第 8 条関係）

第 2 号様式（第 8 条関係）